

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇なくそう差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

# 不当判決に強く抗議する！

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3741  
17年3月28日(火)  
・Fax 095-828-1953

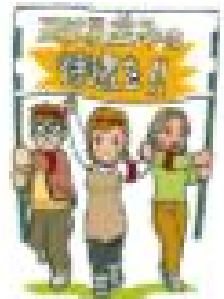
販売員たちは同じ仕事を  
しているのに、こんなにも  
大きな格差がつけられてい  
ることに納得できない！と  
2009年に労働組合を結  
成しました。  
そして、会社との団体交  
渉で、食事補助券を契約社  
員にも支給させ、売店に扇  
風機を設置させるなど、  
次々と労働条件を勝ち取っ  
ていきました。

おはようございます。  
東京メトロの地下鉄の駅  
構内に売店があります(九  
州人にはJRにあるキヨス  
クのような売店と言え分  
かりやすいですね)。  
その売店で働く非正規の  
販売員が、正社員と同じ地  
下鉄売店での業務をしてい  
たのに待遇に格差があるの  
は労働契約法に違反してい  
るとして、同社に差額賃金  
など計約4560万円の損  
害賠償を求めた裁判で先週  
23日に判決がありました。  
判決とこれまでの経過を報  
告します。



しかし、正社員  
との格差は正に  
ついては団体交  
渉で、正社員の就  
業規則など労働  
条件のわかる資  
料の提供をいく  
ら求めても、会社  
は一向に示そう  
としませんでした。  
そこで、2014年5月  
1日、東京地方裁判所に、  
労働契約法20条違反と、  
同一労働同一賃金原則(公  
序良俗)違反を理由にして、  
会社に損害賠償を請求する  
訴訟を提起しました。

労働契約法20条は、同  
じ使用者の下で、期間の定  
めがある労働者と、期間の  
定めのない労働者との労働  
条件に相違がある場合に、  
「労働者の業務の内容及び  
当該業務に伴う責任の程度



はならない」と定めていま  
す。

(職務の内  
容)、「当該職  
務の内容及び  
配置の変更の  
範囲」その他  
の事情を考慮  
して、「不合理  
と認められる  
ものであって

この訴訟の判決が23  
日、東京地裁でありました。  
判決で、吉田徹裁判長は正  
社員は契約社員とは異なり、  
各店を統括する立場になっ  
たり配置や職種の転換など  
を命じられたりして  
いると指摘。「正社員  
とは業務内容や責任  
の程度に大きな違い  
がある」「給与などに  
格差があるのは不合



合理的な労働条件の違いとはい  
えない」とし、ほとんどの  
請求を退ける不当判決です。  
東部労組とメトロコマー  
入支部から、出された抗議  
声明文を紹介するとともに、  
同じ、労働法20  
条裁判をたたか  
う仲間として、不  
当判決に対し強  
く抗議します。

## メトロコマース事件東京地方裁判所判決にあたっての抗議声明

- 株式会社メトロコマースの契約社員Bの女性4名が、同社に対して、賃金格差の是正と差額賃金相当額などの支払を求めた損害賠償事件(平成26年(ワ)第10806号)の裁判において、2017年(平成29年)3月23日、東京地方裁判所民事第36部(裁判長吉田徹、裁判官川淵健司、裁判官石田明彦)は、原告らに対して、請求をほぼ棄却する判決を言い渡した。
- 判決は、「売店業務に従事する正社員のみならず、広く被告の正社員一般の労働条件を比較の対象とするのが相当である」として、職務(業務・責任)について「大きな相違がある」とし、職務の変更の範囲についても、「明らかな相違がある」とした。  
原告らが請求している基本給、住宅手当、賞与、褒賞及び退職金の差額賃金のいずれにおいても、長期雇用関係を前提とした配置転換のある正社員への福利厚生等を手厚くすることによって、有為な人材の獲得・定着を図ることは、「人事施策上相応の合理性を有する」と判断し、いずれも棄却した。
- 本判決は、売店業務のみに従事する正社員が多数存在し、都内のみに事業所を置く被告において正社員の異動の実態がないにもかかわらず、原告らの主張立証した著しい格差の実態を無視し、被告が立証していない事実を認定し、根拠としている。本判決は、政府をはじめ、非正規労働者の労働条件を是正し、公正な処遇を実現させようとする現在の社会情勢に逆行するきわめて不当な判決である。  
非正規労働者に対する差別的取り扱いに司法が手を貸すと言っても過言ではない。  
原告らは本判決について、速やかに控訴し、本判決を取り消させる決意である。

2017年(平成29年)3月23日  
労働契約法20条メトロコマース事件原告団・弁護団

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。